

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
15の25 財務諸表等規則ガイドライン8の31-1-1及び8の31-2の取扱いは、規則第15条の25に規定する公共施設等運営事業に関する注記について準用する。	(新設)